

○名寄市立小中学校のあり方検討委員会設置要綱

令和8年4月13日告示第3号

名寄市立小中学校のあり方検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 名寄市立小中学校の児童生徒数の減少を踏まえ、将来にわたり、子どもたちにとってより良い教育環境を整備するとともに、地域の実情に応じた持続可能で魅力ある学校のあり方について検討するため、名寄市立小中学校のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、教育長の諮問に応じ、次に掲げる事項について検討し、その結果を教育長に答申するものとする。

- (1) 小中学校の適正規模及び適正配置に関すること。
- (2) 特色及び魅力ある学校づくりの推進に関すること。
- (3) その他教育長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員会は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 保護者の代表
- (2) 市立学校長の代表
- (3) 地域の代表
- (4) 学識経験者
- (5) 公募による市民
- (6) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定した委員が委員長の職務を代

理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月13日から施行する。

(特例措置)

2 この告示の施行日以後最初に開催する会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

(この告示の失効)

3 この告示は、委員会が教育長に答申を行った日の翌日にその効力を失う。